あなたの土地はだいじょうぶ？

市街化調整区域内

市街化調整区域内の開発行為は、原則として規制されていますが、特例によって許可されるもののうち、次の①から③のすべてを備えているものについては、ことしの十月三十一日までに提出して許可をとってください。

期日を過ぎると許可の対象となりませんので、該当者の方で建築を希望している方は十分ご注意ください。

①昭和四十五年十月三十一日以前から土地の登記簿上宅地や雑種地、または宅地の目的で農地転用許可や建築確認を受け、実態上からも宅地であったことが確実なもの。

②その土地が既存の集落内にあり、目的が自己の居住用または業務用の建築物。

③その土地に建築することが止むを得ないと認められ、市街化を促進する恐れのないもの。

なお、くわしいことは建設課都市計画係でおたずねください。

【建設課都市計画係】

重度心身障害児者の歯科診療について

重度心身障害児の歯科診療については、一般的に障害の状況から判断すると、長時間静止した姿勢で十分な開口状態を保つことが困難であるため、診療が極めてむつかしい場合が多くありますが、このような場合に利用できるように、県立子鹿園内に『重度心身障害児者歯科診療所』が二月一日から開設されました。

この診療所を利用して治療を受ける際は、あらかじめ市民課給付係が予約申込みをしなければなりません。まず、給付係へご相談ください。

なお、有資格者で無料医療費の認定を受けていない方は、手帳と印鑑をもって申請してください。

該当者は……十八歳未満の方は①一～二級身障手帳②IQ（知能指数）三十五以下療育手帳③三～四級でIQ三十五以下の重複障害児十八歳以上の方は①一級身障手帳②IQ三十五以下療育手帳

【市民課給付係】

忘れずに申告しよう

県・市民税の申告は3月15日まで

県・市民税の申告期限は三月十五日です。

昨年の一月一日から十二月三十一日までの所得を正しく計算して申告してください。

■なお、次の人は申告の必要がありません。

▼昭和五十五年一月二日以降に南国市民となった人。

▼五十五年一月一日現在で生活扶助を受けている人。（医療扶助のみ受給の場合は該当しません）

▼昭和五十四年分の所得について、税務署に確定申告を提出した人。

▼給与（恩給、年金を含む）所得のみの人で、給与支払者から市長に対し「給与支払報告書」を提出された人。

申告書の記載についてわからない点がある人は、税務課市民税係でお気軽におたずねください。

【税務課市民税係】

銃砲の保管管理と残火薬類の処理を適切に!!

ハンターのみなさん、二月十五日で猟期が終りましたが、成果はいかがでしたか。

ところで、毎年のことですが銃砲の保管や猟期後の残火薬類の処理を誤ったための事件、事故があとを絶ちません。

そこで、これらの事故や事件の発生を防ぐために、次のことをよく守りましょう。

◎銃は堅固な設備に必ず施錠して保管すること。

◎保管庫のカギは自分で管理し、他人に持ち出されることがないようにすること。

◎残火薬類は早期に火薬店へ譲渡するか、または保管を委託して、できるだけ自己保管をしないこと。

◎不用な火薬類は警察へ差出して廃棄すること。

【南国警察署】

固定資産課税台帳を縦覧

昭和五十五年度の固定資産課税台帳を三月一日（土）から三月二十一日（金）まで、市役所税務課でお見せします。

大切な資産のことをこの際よく調べておきましょう。

山田堰が水止め

三月一日から九日まで、恒例の山田堰が水止めになります。

この季節は一年中で一番火災の多い月です。火災予防、農業などの用水確保をお願いします。

なお、出夫を希望される方は、マタ鍬をもって、南国ショッピングセンター北隣の空地にお集りください。

奨学生・入寮学生を募集

財団法人・土佐育英協会では、五十五年度『奨学生・学生寮入寮学生』を次のように募集しています。

◪**奨学生**

募集人員は、高校、高専、短大、大学、合計四十三名。奨学金の貸与月額は六千円～三万三千円。

◪**就学支度金貸与生**

高校、高専進学生は三万円。短大、大学進学生は五万円。募集人員は合計二十二名。

◪**学生寮入寮学生**

募集人員は、東京土佐寮（東京都三鷹市井の頭）が三十二名。京都土佐塾（京都市左京区田中樋ノ口町）が十三名。

◪**募集期間**

奨学金、就学支度金……三月三十一日まで。学生寮……三月二十日まで。

◪その他くわしいことについては財団法人・土佐育英協会（高知市本町四丁目、文教会館二階）☎0888㉔5451までおたずねください。

今月の納税

固定資産税（4期）

国　保　税（6期）

納期限は2月29日までです

第2回 ミス南国を募集

◪**応募資格**

高卒以上の学歴で、満十八歳以上二十五歳未満の南国市に在住している健康的な未婚の女性。

◪**応募方法**

履歴書に身長、体重、バスト、ウエスト、ヒップを記入のうえ、手札形写真を添付する。

◪**応募期間**

昭和五十五年二月一日～二月二十九日まで。

◪**応募先**

南国市大埔甲二三〇一、南国市役所産業経済課内観光協会（☎③2111内線221）へ。

◪**選考**

第一次選考＝昭和五十五年三月十日（書類審査）

第二次選考＝昭和五十五年三月三十日（面接）

◪**募集**

ミス南国……一名

準ミス南国……一名

◪**条件**

向こう一年間、観光事業に随時出務していただきます。

◪**発表**

第二次選考の後日発表。

【南国市観光協会】

人権擁護委員さんへお気軽にご相談を

人権擁護委員は、地域住民で人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を市長が推せんし、法務大臣に委嘱された方々です。

現在、南国市には次の五名の人権擁護委員さんがいます。

人権擁護委員の主な仕事は、わたしたちの人権が犯されないように監視し、もし人権を犯された人がいた場合には、相談相手になってこれを救済したり、人々の間に正しい人権の考え方を広めたりすることです。

これは人権問題ではなかろうかと思ったり、法律上どのようになるのかわからないで困ったときは、委員の自宅や法務局または人権行政相談（毎月二十日、十九日まで。

南国市の人権擁護委員

氏　名	住　所	電　話
山崎　喜一	下末松432	④3772
田内　稔治	国　分952	②1438
橋田　憲一	片　山970	⑤8373
岡本　花実	亀　岩787	②7277
浜田　弥芳	前　浜521	⑤2382

社会福祉センターで午前十時～午後三時まで）へお気軽にご相談ください。

【社会福祉協議会】

所得税・贈与税の申告はじまる

贈与税の申告は二月一日から、所得税の確定申告は二月十六日から、それぞれ受付が始まります。

どちらも申告期限は三月十五日ですが、期限間近になりますと税務署はたいへん混雑しますので、申告はできるだけ早く済ませるようにしてください。

所得や税額の計算の仕方、申告書の書き方などでわからない点がありましたらお気軽にもよりの税務署でおたずねください。

にせ税理士にご注意!!

申告時期になりますと、申告手続きなどを税理士に依頼する方が多くなりますが、その際には、正規の税理士であるかどうかをよく確かめてください。

〝にせ税理士〟は、法律に違反するだけでなく、納税者のみなさんに迷惑をかけることになりますのでご注意ください。

【南国税務署】

55年度の農作業料金

水稲を中心とする『五十五年度の農作業受委託作業料金』が、下表のとおり決まりました。

この作業料金は、南国市農業機械銀行推進協議会（会長＝高田利度）で協議、設定されたものを、農業委員会が承認したものです。昨年に比べ、農業機械燃料などが高騰したため、主な作業で10㌃当り千円のアップとなっています。

【農業委員会】

昭和55年度農作業料金（10ａ当り）

作業種類	作業料金	作業の内容と条件
水田整地…1	円 15,000	2回仕上げ 1回目　縦だけ1回 2回目　縦横1回、横で仕上げ
水田整地…2	16,000	3回仕上げ 1回目　縦だけ1回 2回目　中たたき 3回目　横1回、横で仕上げ
水田整地…3 （野菜跡畝立田）	18,000	3回仕上げ 1回目　乾田　縦だけ1回 2回目　たん水 縦1回 3回目　〃　横1回、横で仕上げ
ケイカル施用	2,000	200kg（田頭まで搬入していること）
水稲元肥施用	1,500	40～60kg
冬期水田耕起…1	7,000	縦1回
冬期水田耕起…2	10,000	縦横1回
水田地ならし	6,000	乗用トラクターで
代かきのみ…1	6,000	縦1回
代かきのみ…2	9,000	縦横1回
大豆田の整地	10,000	縦横1回ロータリー耕起後2ｍごとに畦立てを行う。
ソバ田の整地	10,000	縦を1回耕起し、播種して横を軽くたたき、3ｍごとに溝を切る。 播種は委託者が行う。
育　苗	200 （箱数別協議の上決定）	硬化苗（1箱当り）
田　植	9,000	たばこ跡、湿田等の条件の悪い田は、話し合いで30%以内の加算をする。ただし苗代は含まない。
薬剤散布（粒剤） （乳剤）	1,000 700	MO粒剤など ロンスター乳剤など
薬剤散布（粉剤）	1,300 1,100 1,000	10ａ未満 10ａ～30ａ 30ａ以上 1カ所の散布面積
刈取作業 （コンバイン） 早稲、中稲	21,000	基本料金は18,000円とし、1枚毎に3,000円を加算する。湿倒伏田は話し合いで100%以内の加算をする。
刈取作業 （コンバイン） 跡作、二番	16,000	基本料金は14,000円とし、1枚毎に2,000円を加算する。湿倒伏田は話し合いで100%以内の加算をする。
脱穀のみ （クロ積みの場合） 早稲、中稲	9,500	平地の場合であり、その他の条件の場合は別途協議決定する。クロ積以外の場合はコンバイン刈取作業料に準じて、両者で協議決定をする。
脱穀のみ （クロ積みの場合） 二番稲	5,000	
生籾運搬	2,500	軽四が横付けできる田、 担ぎ出す田は、1,000～2,000円の範囲で加算する。
乾　燥 （早稲、中稲）	8,000	10ａ当り8俵、水分25%までの場合 悪条件の場合は話し合いで加算額を決定する。
乾　燥 （跡作、二番）	5,000	10ａ当り4俵 1俵増すごとに1,000円加算
籾スリ	4,800	10ａ当り8俵とする。 出張籾スリは1俵100円増しとする。

〝学校体育施設利用〟の申込み

55年度登録を3月31日までに

地域住民に広く体育やスポーツに親しむ機会を与えよう――と、市教育委員会が一昨年から実施している『学校体育施設の開放』。

現在、五十五年度の登録申込みを受付けています。利用を希望する団体は、三月三十一日までに市民体育館へ申込んでください。

《利用方法》

◇開放場所は……市内の小、中学校の体育施設（学校教育に支障のない範囲で開放）。

◇利用できるのは……成人を代表者として、市内に在住、在勤、在学するもの十名以上で団体を構成し、市教育委員会に登録し、スポーツ傷害保険に加入するもので構成する団体。

◇使用の手続きは……団体の代表者が、使用を希望する日の五日前までに申請書を市民体育館へ提出すること。

◇開放時間は……▽授業日・午前五時～八時　午後五時～十時　▽学校休業日や目曜祝祭日・午前五時～午後十時。

五十四年度は約五十団体が登録し、各種のスポーツなどに利用しています。

しかし、現在の登録は三月末日で期限切れとなります。このため、現在登録している団体や新しく利用を希望する団体の代表者は、三月末日までに五十五年度の登録をしてください。

登録の申込み、くわしいことのおたずねは、市民体育館☎④3498まで。（なお、年度途中からの登録も受付けます）

【市民体育館】

無料法律相談所のご利用を――

交通事故やその他の処理、いざこざなどで悩んでおられるみなさんのために『無料法律相談所』があります。これは弁護士の先生がたが当番で相談に応じているもので、お気軽にご利用されますよう、おすすめします。

□**とき**・毎週月曜～金曜日
　午前九時～午後四時

□**ところ**・高知地方裁判所内、高知弁護士会☎0888㉒0324

国民年金　こんなとき、こんな年金がもらえます

国民年金は、六十五歳からもらえる老齢年金だけでなく、長い人生のなかで病気やケガ、不慮の事故などで、障害者や母子世帯になったときなどに、加入者の生活を守るためいろんな年金を支給する仕組みになっています。

その種類やもらえる条件は次の表のとおりとなっています。ご覧になって自分も該当すると思われる方は、市民課年金係へご相談ください。

なお、加入していても保険料を滞納していると、年金をもらえないこともありますので、保険料は納期までに納めるようにしましょう。

【市民課年金係】

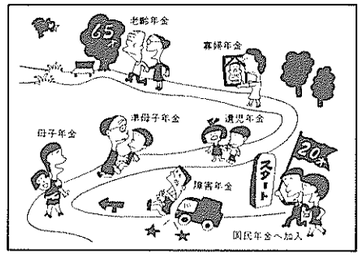

こんなとき	こんな年金が	受けられる条件
六十五歳になった	老齢年金	保険料を二十五年以上納めている
	通算老齢年金	他の年金制度の期間と合せて二十五年以上保険料を納めている
病気やケガで障害児になった	障害年金	病気やケガをする前に一年以上保険料を納めている
夫が死亡し母子世帯となった	母子年金	夫が死亡する前に妻が一年以上保険料を納めている
夫や父が死亡し祖母や姉と十八歳未満の孫や弟妹だけの世帯となった。	準母子年金	祖母や姉が、夫や父が死亡する前に一年以上保険料を納めている
父や母が死亡し、十八歳未満の子が残された。	遺児年金	父又は母が死亡する前に一年以上保険料を納めている
老齢年金を受ける資格のあった夫が受けずに死亡した	寡婦年金	十年以上同居していた妻が六十歳から六十四歳までの間受けられる。

交通事故を防ぐために家庭で『交通安全のための一声』をかけあいましょう。

入学・就職に必要な戸籍の謄抄本などは早めに!!

今年も入学や就職のシーズンが近づいてきました。

毎年のように市民課や支所の窓口で見受けられることですが、中学・高校などの入学手続きのために必要な戸籍の謄本や抄本を入学の日に、しかも入学式に行く途中立寄って、『時間に間に合わないから急いでください』といったり、また、県外へ就職したり大学へ入学したりする人が、『○○時の汽車（或は飛行機）に乗るのだから急いで！』などと言って転出証明書をとりに来られる方があります。

このような書類が必要な日や時間は多くの方々がほとんど同じですから窓口が大変混雑します。

必要な書類はわかり次第早めに整えておきましょう。

戸籍の謄抄本を請求される場合は、申請書に本籍・戸籍の筆頭者の氏名のほか、請求の事由も明らかにしなければなりません。

また、市外へ住所を移されるときは、新しい住所地の地番などをよく調べたうえ、印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）などを持参して、あらかじめ転出証明書をとり、新しい住所を定めてから14日以内に新住所地の市町村役場へ転入の届けをしなければならないことになっています。

◪手数料は

戸籍の謄抄本……一通二〇〇円
転出証明書……一通一〇〇円

◪書類を窓口で受け取られたら必ず一度お確かめください。

消費者米価が改正されました

米穀の政府売渡価格の改定に伴い、標準価格米等の小売指導価格（お米屋さんでの小売価格）が、昭和五十五年二月一日から次のとおり変わりましたのでお知らせします。（正味10キログラム当り）

標準価格米……三二五〇円（旧三一四〇円）

徳用上米……二六五〇円（旧二五四〇円）

【市民課市民係】